

議案第四十三号

損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

平成二十九年六月七日

提出者 港区長 武井雅昭

損害賠償額の決定について

港区は、平成二十九年二月二十日港区南麻布五丁目一番二十七号先の特別区道第千百十二号線道路上において、区が管理する街路樹の枝が、停止していた乗用車の上に落下したことにより、同車両を損傷させた事故に対し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

記

一 損害賠償額 百四十五万三千三百五十六円

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十三号の規定に基づき、本案を提出いたします。